

建築3団体 業務報酬基準徹底へ 共同で官民に要望活動



日本建築士会連合会（士会連合会）、三井所清（士会連合会）、日本建築士事務所協会連合会（日事連、大内達史会長）、日本建築家協会（JIA、芦原大郎会長）の建築3団体

は19日、15年6月に施行される改正建築士法に明記された業務報酬基準の徹底に関する要望活動を共同で実施すると発表し、3団体と都道府県の士会、事務所協会、JIA地域会が国や地方自治体、民間団体への周知徹底を図る。15年2月には全国の建築士や市民を対象に士法改正に関する説明会も開く。

改正法は、設計や工事監理業務を委託する際は、国土交通省が告示する報酬基準に準拠した代

会見する（右から）三井所会長、大内会長、芦原会長

金で契約を締結するよう努めなければならないと定めている。

3団体はこの規定を徹底してもらうため、▽業務報酬基準に対する理解と関係機関への周知徹底▽業務報酬基準に準拠した契約の徹底▽15年度予算での経費確保など改正建築士法の実施に向けた対応の3項目を国や自治体、民間団体に要望していく。

17～19日に日本経団連や日本商工会議所などの民間団体（10団体）に直接説明したほか、年明けには国交省や法務省など15省庁にも要望する。自治体や民間団体には都道府県の士会、事務所協会、JIA支部・地域会が働き掛けていく。

3団体の会長は19日、東京・芝の建築会館で記者会見し、大内会長は「業務報酬基準に基づく契約の徹底には受託者だけでなく、発注者の理解と協力が必要だ。3会が連携して要望活動を展開していく」と表明。三井所会長は「適切な報酬がもらえないと設計業務や生活に影響する」と述べた。芦原会長は「建築士法を改正した次のステップとして周知徹底に努めたい」と意気込みを語った。

15年2～3月に全国10会場で開催する建築士や市民向け説明会の日程は次の通り。

- ▽那覇（2月2日）▽大阪（同10日）▽名古屋（同16日）▽広島（同17日）▽札幌（同19日）▽新潟（同23日）▽東京（同24日）▽高松（同27日）▽仙台（3月3日）▽福岡（同5日）。詳細は新・建築士制度普及協会のホームページ（<http://www.joas.or.jp/>）を参照。